

令和2年6月26日

清光福祉社会役員名簿

理事定数(6)現員(6名)欠員(0名) 監事定数(2)現員(2名)欠員(0名)

役職名	氏 名	職業・公職	特殊の関係 について	当初就任年月日 及び 現在の任期
理事長	渡島 正教	寺住職 保護司理事 (社福)評議員 他	有	当初 平成28年1月29日 自 令和元年6月7日 至 令和3年定時評議員会
理事	岩田 公子	(社福)理事長・施設長 他	無	当初 平成28年1月29日 自 令和元年6月7日 至 令和3年定時評議員会
理事	埜田 浩昭	寺住職 (社福)理事長 保護司・防犯委員 他	無	当初 平成28年1月29日 自 令和元年6月7日 至 令和3年定時評議員会
理事	長尾 朋成	(株)代表取締役 他	無	当初 平成28年1月29日 自 令和元年6月7日 至 令和3年定時評議員会
理事	荒 彰慶	(株)常務取締役 青少年指導委員 他	無	当初 平成28年1月29日 自 令和元年6月7日 至 令和3年定時評議員会
理事	渡島 清美	当施設園長 北区更生保護女性会理事 地域女性会会長 他	有	当初 平成28年1月29日 自 令和元年6月7日 至 令和3年定時評議員会
監事	小谷 澄信	(学)理事長 他	無	当初 平成28年1月29日 自 令和元年6月7日 至 令和3年定時評議員会
監事	濱田 道子	民生委員 児童委員	無	当初 平成28年1月29日 自 令和元年6月7日 至 令和3年定時評議員会

令和2年6月26日

清光福祉会評議員名簿

定数(7)現員(7 名)欠員(0名)

氏 名	職業・公職	特殊の関係 について	当初就任年月日 及び 現在の任期
永田 恵一	元地域連合会長 (社福)評議員	無し	当初 平成29年6月16日 自 平成29年6月16日 至 令和3年定期評議員会迄
佐伯 祐善	寺住職 (社福)理事長 (社福)評議員	無し	当初 平成29年6月16日 自 平成29年6月16日 至 令和3年定期評議員会迄
有田 賢二	青少年指導委員	無し	当初 平成29年6月16日 自 平成29年6月16日 至 令和3年定期評議員会迄
大野 孝顕	寺住職 民生・児童委員	無し	当初 平成30年4月1日 自 平成30年4月1日 至 令和3年定期評議員会迄
山内 誉英	寺住職 民生・児童委員	無し	当初 平成30年4月 1日 自 平成30年4月1日 至 令和3年定期評議員会迄
西田 豊定	寺住職 元市立小学校PTA会長	無し	当初 平成30年4月 1日 自 平成30年4月1日 至 令和3年定期評議員会迄
友田 昇	神宮宮司 保護司 保護司青少年指導委員	無し	当初 平成30年4月 1日 自 平成30年4月1日 至 令和3年定期評議員会迄

社会福祉法人清光福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清光福社会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)業務にあたる常勤役員等については、報酬、退職手当を支給する。
- (2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。
- (3)理事の総報酬総額は年間500万円以内とする。
- (4)監事の総報酬総額は年間30万円以内とする。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から月末までとし、報酬支給日は翌月15日とする。

ただし、その日が休日に当たるときは、職員賃金規程第3条に準じた日とする。

- (2)退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金を支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第8条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表3に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和元年7月1日より施行する

附則 この規程は、令和2年3月27日より施行する

常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事	月額 150,000円

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表2

常勤役員等の退職金算定式

$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times 0.5$

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表3

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

理事

	報酬の額
理事会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

監事

	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000円

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする